

資料 1-1(共通)	令和 5 年 3 月 23 日
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害福祉サービス課	

資料 1

令和 5 年度 新規事業及び拡充事業等について

令和5年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 給付班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	日常生活用具給付種目等検討会の設置	新規	障害者（児）の地域生活を支える福祉用具の1つである日常生活用具について、有識者、当事者及び行政職員を委員とする検討会を設置する。	日常生活用具給付種目等検討会（年2回） （1）目的 給付の種目や対象者要件などの拡充及び見直しの検討 （2）構成委員 有識者、当事者及び行政職員 （3）開催回数 年2回	令和5年5月～

令和5年度 新規事業及び拡充事業等

障害者自立支援課 企画班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	障害者雇用の促進	拡充	一般就労を希望する障害者と雇用現場のマッチング促進のため障害者職場実習事業を拡充します。	実習者受け入れ企業への奨励金 2千円/1日→5千円/1日 (上限4万円) (上限5万円)	令和5年4月
2	第6次千葉県障害者計画等策定事業		障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法に基づき、「第6次千葉県障害者計画・第7期千葉県障害福祉計画・第3期千葉県障害児福祉計画」を策定します。	計画期間 令和6年度～令和8年度 目的 ①福祉・保健・医療・雇用・教育・生活環境等、幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的推進（障害者計画） ②障害福祉サービス、障害児通所支援等の必要見込量とその確保のための方策の策定（障害福祉計画・障害児福祉計画）	令和5年度
3	(仮称) こども発達相談室開設準備	新規	障害の早期発見及び早期支援を行う体制を整備するため、未就学児の発達に関する相談窓口「(仮称) こども発達相談室」の開設に向けた準備に着手する。	相談室の改修 人材の確保・育成 など	令和5年4月 ※相談室の開設時期は未定

令和5年度 新規事業及び拡充事業等

障害福祉サービス課 指導班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	療育センター大規模改修	その他	老朽化した療育センターの大規模改修を実施する。	大規模改修スケジュール（予定） R5 実施設計・仮設プレハブ賃貸借（契約） R6～R8 改修工事・仮設プレハブ仮移転 ※仮移転先：寒川第二小学校用地で調整中 R8 供用開始	令和5年度～8年度

令和5年度 新規事業及び拡充事業等

障害福祉サービス課 地域支援班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
1	重度障害者等就労支援特別事業	新規	障害者の就労機会の拡大を図るため、重度障害者が就労する場合に、通勤の支援や職場での身体介護などの支援を行う。	<p>(1) 支援内容 企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行う。</p> <p>(2) 対象者 重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けている者</p>	令和5年度

<事業スキーム>

民間企業で雇用されている場合

JEED(※) (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

助成金申請 → 助成金の支給

企業 → 支援に係る費用 → サービス提供事業者

サービス提供事業者 → 支援に係る費用 → 対象者

対象者 → 利用申請 → 自治体

自営業者等の場合

	職場等における支援		通勤支援	
	業務に関する支援 (機器の操作や入力作業、業 務上外出の付き添い等)	その他の支援 (喀痰吸引、姿勢の調整、安 全確保のための見守り等)	各年度3ヵ月まで	各年度4ヵ月目以降
被雇用者	障害者雇用納付金制度 に基づく助成金の対象 (本事業対象外)	本事業の対象	障害者雇用納付金制度 に基づく助成金の対象 (本事業対象外)	本事業の対象
自営業者等	本事業の対象	本事業の対象	本事業の対象	

令和5年度 新規事業及び拡充事業等

精神保健福祉課 精神保健福祉班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期									
1	介護者支援の強化 (精神障害者ケアラ ー支援)	拡充	精神障害者家族向け学習会を、 こころの健康センターに加えて、 身近な地域で開催します。	<p>精神障害者の家族が、病気について理解するとともに適切な対応について学び、介護者の不安や負担感を軽減するため、精神障害者家族向け学習会（入門編）を毎年2区ずつ開催します。</p> <p>より詳しいことを学びたい方は、こころの健康センターで年6回（偶数月）実施している家族向けSST（社会技能訓練）にご参加ください。</p> <p>1 実施スケジュール 毎年2区ずつ開催する予定。</p> <table border="1" data-bbox="1160 799 1733 948"> <tr> <td>令和5年度</td> <td>中央区</td> <td>緑区</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>稲毛区</td> <td>若葉区</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>花見川区</td> <td>美浜区</td> </tr> </table> <p>※精神障害者の家族が気兼ねなく参加できるよう、居住している区以外の会場でも参加可能です。</p> <p>2 定員 1回あたり20人程度</p> <p>3 申込方法 精神保健福祉課まで電話連絡 (事前申込み) 電話 238-9980</p> <p>4 周知方法 市政だより（5月号・10月号） チラシ等</p>	令和5年度	中央区	緑区	令和6年度	稲毛区	若葉区	令和7年度	花見川区	美浜区	令和5年 6月・11月
令和5年度	中央区	緑区												
令和6年度	稲毛区	若葉区												
令和7年度	花見川区	美浜区												

令和5年度 新規事業及び拡充事業等

精神保健福祉課 精神保健福祉班

NO	事業名	区分	事業概要	新規又は拡充内容	実施時期
2	自立支援医療及び精神障害者保健福祉手帳の更新のお知らせサービス		利用できる行政サービスを市民にお知らせする「あなたが使える制度お知らせサービス」の通知対象となる制度が拡充されます。	<p>自立支援医療（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳の更新漏れを抑制するため、「あなたが使える制度お知らせサービス」(LINE)で更新時期を配信します。</p> <p>1 対象者 自立支援医療(精神通院)受給者及び精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、あなたが使える制度お知らせサービスによる更新勧奨を希望する者。</p> <p>2 利用方法 ①千葉県公式LINEアカウントを友だち追加する。 ②表示メニューの中から『お知らせサービス』を選択する。 ③『お知らせサービス』の画面から『登録画面申請』を選択する。 ④入力フォームに必要事項を入力し、登録番号を申請する。 ⑤自宅へ登録番号が記載されたハガキが届く。 ⑥登録番号を千葉県公式LINEアカウントから登録する。 ⑦お知らせを受けたい制度等を登録する。 例 自立支援医療（精神通院）</p> <p>3 周知方法 各区健康課に更新等の手続きに来た際に、チラシを配付し周知します。</p>	令和5年秋頃